(二)　都道府県知事は、(一)による届出があったときは、遅滞なく、農林水産大臣にその旨を報告するとともに、農林水産省令で定める要件に該当するときは、検体を提出しなければならないこととした。（第一二条の二第四項関係）

7　国の財政支援の在り方

(一)　国は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜又は疑似患畜の所有者に対し、特別手当金を交付し、通常の手当金と合わせて評価額全額の交付を行うとともに、家畜の伝染性疾病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかった者等に対しては、手当金（特別手当金を含む。以下同じ。）の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金の全部若しくは一部を返還させるものとした。（第五八条第一項及び第二項関係）

(二)　国は、都道府県知事が移動制限等をした場合において、家畜の所有者に対して売上げの減少額等に相当する額を交付するときは、その二分の一を負担することとした。（第六〇条第二項関係）

(三)　政府は、家畜伝染病の発生後の初期の段階からそのまん延の防止のための措置が的確かつ迅速に講じられるようにするため、予備費の計上等の財政上の措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第六〇条の三関係）

8　消毒設備の設置場所を通行する車両の消毒

都道府県知事が家畜伝染病のまん延の防止のために必要な消毒のための設備を設置している場所を通行する者は、身体及び車両の消毒を受けなければならないこととした。（第二八条の二関係）

9　患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分等

口蹄疫の急速かつ広範囲なまん延を防止するためやむを得ないときは、患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分を行うことができることとするとともに、国は、これにより損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならないこととした。（第一七条の二及び第六〇条の二関係）

10　防疫の観点からの畜産の在り方

飼養衛生管理基準については、患畜、疑似患畜等の死体の焼却又は埋却が必要となる場合に備えた土地の確保その他の措置を含むこととするとともに、家畜の飼養規模の区分に応じて定めることとした。（第一二条の三関係）

11　その他

(一)　豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ等について、緊急の通行の制限又は遮断の対象とすることとし、また、直ちに患畜及び疑似患畜の殺処分を行う疾病に変更することとした。（第一五条及び第一六条関係）

(二)　都道府県知事は、特定の伝染性疾病が家畜以外の動物から家畜に伝染するおそれが高いと認めるときは、都道府県の職員に検査、消毒等をさせることができることとした。（第五条第三項及び第一〇条関係）

(三)　農林水産大臣は、環境大臣に野生動物の監視等の措置を講ずることを求めることができることとする等とした。（第六二条の三第四項～第六項関係）

(四)　農林水産大臣は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等が発生したときは、速やかに、その発生の原因を究明するよう努めるものとした。（第三五条の二関係）

(五)　家畜伝染病病原体を所持しようとする者は、農林水産大臣の許可を受けなければならないこと等とした。（第五章関係）

12　施行期日等

(一)　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

(二)　7(一)については、平成二二年一一月以降において家畜伝染病の患畜又は疑似患畜となったことにより殺された家畜について適用することとした。

## ◇展覧会における美術品損害の補償に関する法律（法律第一七号）（文部科学省）

1　法律の目的等

(一)　目的

この法律は、展覧会の主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を設けることにより、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援し、もって文化の発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

(二)　定義

この法律における「美術品」及び「展覧会」を定義することとした。（第二条関係）

2　補償契約の内容等

(一)　補償契約

(1)　政府は、展覧会の主催者を相手方として、当該主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府がその所有者に対し当該損害を補償することを約する契約（以下「補償契約」という。）を締結することができることとした。この場合において、博物館法（昭和二六年法律第二八五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設における展覧会の開催に資するものとなるよう配慮することとした。（第三条第一項関係）

(2)　(1)の展覧会及び展覧会の主催者の要件を定めることとした。（第三条第二項及び第三項関係）

(二)　補償金

(1)　補償契約による政府の補償は、次に掲げる場合において、それぞれに定める額（それぞれの場合のいずれにも該当する場合にあってはそれぞれに定める額の合計額とし、それぞれに定める額又はそれぞれに定める額の合計額が政令で定める額（以下「補償上限額」という。）を超える場合にあっては補償上限額とする。）の限度で行うものとすることとした。この場合において、補償対象損害（補償契約による補償の対象となる損害として補償契約で定める損害をいい、補償契約の相手方である展覧会の主催者が2の㈣の規定に違反したことにより生じた損害を除く。以下同じ。）の額は、対象美術品（補償契約の相手方である展覧会の主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品のうち、補償契約による補償の対象となるものとして補償契約で定めるものをいう。以下同じ。）の約定評価額（対象美術品の価額として補償契約で定める価額をいう。以下同じ。）によって算定することとした。（第四条第一項関係）

イ　当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（地震による損害その他の政令で定める損害（ロにおいて「特定損害」という。）に該当するものを除く。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合　その超える額

ロ　当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（特定損害に該当するものに限る。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合　その超える額

(2)　補償対象損害の額の合計額に関する政令を定めるに当たっては、多様な展覧会の開催に資するよう配慮しなければならないこととした。（第四条第二項関係）

(三)　補償契約の締結の限度

政府は、一会計年度内に締結する補償契約に係る約定評価額総額（一の補償契約に係る対象美術品の約定評価額の合計額（当該合計額が補償上限額を超える場合にあっては、補償上限額）をいう。）の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、補償契約を締結するものとすることとした。（第五条関係）

(四)　対象美術品の取扱い

補償契約の相手方である展覧会の主催者は、対象美術品の展示、運搬その他の取扱いに当たっては、その損害の防止のために必要なものとして文部科学省令で定める基準を遵守しなければならないこととした。（第六条関係）

(五)　その他

報告の徴収、補償金の支払を受ける権利の時効、補償金を支払った場合における残存物代位及び請求権代位、補償契約の解除、業務の管掌並びに業務の委託等について定めることとした。（第七条～第一四条関係）

3　施行期日等

(一)　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から、補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第二項関係）

(二)　この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。